

令和4年度第1回浜田市個人情報保護審議会【会議報告】

日 時	令和4年9月13日（火）午後1時20分～午後3時10分
場 所	浜田市役所5階 議会第4委員会室
出席者	委員 岩本会長 岡本委員 坂本委員 名古田委員 渡部委員 事務局 佐々木総務課長 森井法令文書係長 山本主任主事

概 要（主な意見、質疑等の要旨）

【開会】

1 会議の公開・傍聴について

◆オンラインでの傍聴（録画配信）について事務局より説明

（渡部委員） オンラインで録画配信する期間について、会議録を作成してホームページに掲載する場合、会議録の内容と録画配信の内容とが重複するので、録画配信は、会議録を作成し、公表するときまでとしてはどうか。

（名古田委員） 個人情報等の不開示情報が含まれる審議は、どのように取り扱うのか。

（事務局） 公開して傍聴を可とする会議は、不開示情報が含まれない審議に係る会議のみであり、審査請求案件など、不開示情報が含まれる会議は、これまでと同様に、非公開（傍聴不可）である。

（岩本会長） オンラインで録画配信する期間については、意見があったように会議録作成までということによいか。

（委員全員） 了承。

➤ 会議をオンライン（ホームページ）で録画配信する期間について、会議録を作成し、ホームページに掲載するまでの間とすることで決定。

【議題】

1 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う浜田市の個人情報保護制度の見直しについて

(1) 制度見直しに係る背景・概要（報告）

◆事務局より説明 [資料：個人情報保護制度見直しの全体像等、資料1]

(2) 諮問事項（審議）

◆項目ごとに事務局より説明し、審議 [資料：諮問書、資料2ほか]

① 条例要配慮個人情報について

（岡本委員） 他市での具体例はどのようなものがあるか。

（事務局） 「一定の地域の出身である事実」「生活保護の受給」「LGBT

に関する事項」を想定している自治体がある。

② 個人情報ファイル簿について

(岩本会長) 本人数 1,000 人未満の個人情報ファイル簿の作成について、国が許容する根拠はどこにあるか。

(事務局) 国が示している「個人情報の保護に関する法律の Q & A」において、その考え方が示されている。

(岩本会長) 個人情報ファイル簿への記載の方法について、現行はチェック方式であるのに対して、国の標準様式では記載方式となっているが、今後どのように対応するのか。

(事務局) 記載項目・記載方法について、今後国と協議して、許容される範囲内で分かりやすい様式となるよう調整する。

(名古屋田委員) 公表の方法は、どのような方法か。個人情報は含まれないのか。

(事務局) ホームページ等で公表する。公表する内容は、個人情報ファイル簿の記載項目（様式）であり、個人情報は含まれない。

③ 個人情報取扱事務登録簿について

(名古屋田委員) 個人情報取扱事務登録簿とは、どのようなものか。

(事務局) 個人情報ファイル簿は、個人情報が集積されたファイル単位で管理するもので、個人情報取扱事務登録簿は、取り扱う事務を視点に事務単位で管理するもので、管理する単位が異なる。ただし、基本的にはどちらも類似したものであると考えられる。

④ 不開示情報の範囲について

(岡本委員) 「国の安全等に関する情報」に該当するものを市が保有しているか。

(事務局) 現時点で、市において具体的に保有しているということは確認していないが、保有している場合又は今後保有した場合は不開示とするものである。

(岡本委員) 浜田市において地方独立行政法人は設置しているか。

(事務局) 浜田市が設置している地方独立行政法人はない。なお、今後、公務員等に含まれるものは、設置者が浜田市以外である地方独立行政法人も該当する。

⑤ 開示に係る手数料について

(岩本会長) 国は、情報公開制度については開示実施手数料を徴収さ

れているが、個人情報保護制度については開示実施手数料を徴収されていない。この違いは何だと考えられるか。
(事務局) 情報公開制度と個人情報保護制度の趣旨・目的の違いから、異なった設定としていると考えられる。

⑥ 開示決定等の手続について

(岡本委員) 記載事項を追加で定めるといのはどのような意味か。

(事務局) 開示請求書等への記載事項を、条例・規則で明記しておくものである。

⑦ 行政機関匿名加工情報の提案募集について

(岩本会長) 募集に応じて提案することとなっているので、提案するには、募集が前提ということか。

(事務局) そのとおり。

⑧ 個人情報保護審査会について

(岩本会長) 情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項において写しの送付がなされるのに、同条第2項において閲覧の仕組みがあるのは、どのような理由だろうか。

(事務局) 第1項は写しの送付で、第2項の閲覧は原本の閲覧といった違いが考えられる。

⑨ 個人情報保護審議会について

特に質疑なし

⑩ 市議会における個人情報保護制度について

(岡本委員) 議会の方針について市長が諮問しているが、どのような考え方か。

(事務局) 議会としての方針について市長側に情報提供を受けており、市内部において、市長の諮問と併せて議会の方針についても諮問することとする旨の調整を事前に行っている。

➤ 審議会としての結論

(岩本会長) 諮問事項に係る市の方針については、適当であると認めるといふことでよいか。

(委員全員) 了承。

【その他】

答申については、会長と事務局とで調整し、調整後に各委員に確認を受けることとなった。